

# ■退職金の計算方法・共済掛金と退職金額の関係

## 計算方法

$$\text{退職一時金} = \text{全加入期間の平均標準給与月額} \times \text{加入期間に応じた支給率 (別表3 P59参照)}$$

※掛金の納入を中断した期間は、算出加入期間から除かれます。

・制度改正以前に加入した方は、制度改正による不利が生じないよう、改正までの加入期間について、旧給付率での給付額との差額を保証する“経過措置”を設けています。

### <計算例①>

2022.4に加入、2030.3で退職した場合

#### 標準給与月額の履歴

2022.4 ~ 2025.9	170,000 × 42ヶ月 = 7,140,000
2025.10 ~ 2028.9	180,000 × 36ヶ月 = 6,480,000
2028.10 ~ 2030.3	190,000 × 18ヶ月 = 3,420,000
計	96ヶ月 = 17,040,000

標準給与月額累計 17,040,000 ÷ 96ヶ月 = 177,500

$$\text{退職一時金} \text{は、} 177,500 \times 4.322 = \underline{767,150} \text{ (10円未満四捨五入)}$$

(加入者掛金累計 340,800  
事業主掛金累計 426,000)

### <計算例②>

掛金停止後3年で退職した場合

●確定額は、2,882,260円

$$\text{退職一時金} = \text{掛金停止時確定額} + \text{加算金累計額}$$

$$\text{掛金停止時確定額} = \text{掛金停止時までの全加入期間の平均標準給与月額} \times \text{掛金停止時まで加入期間に応じた支給率 (別表3 P59参照)}$$

### <加算金累計額>

20XX年度	2,882,260 × 0.1%	= 2,880
20XX年度 + 12,882,260	× 0.2%	= 5,760
20XX年度 + 22,882,260	× 0.1%	= 2,880

合計 11,520円

$$\text{退職一時金} \text{は、} 2,882,260 + 11,520 = \underline{2,893,780} \text{円 (10円未満四捨五入)}$$

※2「年度ごとの加算金金利」については、退職共済規程第20条の2により別途定めています。

## 掛金と退職金額の関係

- ・加入者の掛金については、加入期間1年以上であれば掛けた
- ・事業主掛金を合わせた合計で見ますと加入期間8年のところ

金額以下になることはありません。から退職一時金が掛金相当分を上回ってきます。

